平成２２年（フ）第３３２号
新潟市東区有楽３丁目２番地11　ムラ・ジュリエA
債務者　樋口　和廣
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２２号
静岡県三島市長伏123番地の４　ステーシア優優E、前住所静岡県田方郡函南町塚本186番地の１
債務者　堀口　和俊
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２３７号
静岡県三島市富士見台２番地の12
債務者　遠藤　正雄
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１９号
名古屋市天白区梅が丘４丁目1711番地の２
債務者　中津美彩代
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４７３号
愛知県知多郡美浜町大字河和字上前田47番地
債務者　平野　長政
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５８号
三重県松阪市久保町1849番地90
債務者　福本　梅菊
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第６９号
三重県多気郡多気町相可1150番地16
債務者　島田富久美
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第７１号
三重県松阪市五反田町１丁目1219番地　山口借家５号室
債務者　奥野　耕二
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第２６号
京都府綾部市大島町荒堀８番地の８　メルヴェイユー高島101号室
債務者　西村　　勉
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
京都府福知山市字半田499番地の１
債務者　村上　　賢
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
山形県鶴岡市美咲町34番29号　レオパレスみさき107
債務者　髙橋　友則
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第２３７号
新潟市東区東明４丁目５番地47
債務者　高橋　光平
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９４号
新潟市中央区西大畑町5194番地　メゾン松涛501号
債務者　大矢　憲一
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９６号
新潟市東区向陽２丁目３番地３　アビタ・ルミネE棟201号
債務者　土谷　冬樹
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０５号
新潟県燕市吉田神田町９番10号　パークサイド神田105号室、住民票上の住所新潟市西蒲区打越甲2165番地１
債務者　小林　猛智
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１０号
新潟市中央区姥ヶ山４丁目７番48号
債務者　田村　加代
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１１号
新潟市江南区曽野木１丁目21番６市営曽野木住宅D号棟24号、前住所新潟市江南区天野599番地１　雇用促進住宅３号棟408号
債務者　保倉　良子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで　新潟地方裁判所民事部